

放射線量測定器 使用説明書

この放射線量測定器は、空間における放射線量率を測定するもので、食品などに含まれる放射性物質の量を測定するものではありません。
測定単位は『マイクロシーベルト(μ Sv) / 時間』です。



【使用方法】(ボタンは1つしか使用しません)

① 『POWER』ボタンを押します。

② 電源が入ると、
画面に『 35 』と表示され、
↓ (カウントダウンします)
『 0 』になると、
画面に空間の放射線量を表示しますが、

この測定器は **1分間** の平均値を測定しますので、
更に **1分後** の数値を読み取ってください。

③ 再度、『POWER』ボタンを押すと、
電源が切れます。

【測定地点】

- ・ 測定地点の目安としては、以下の3点です。
 - 地表面(地表から 5cm 程度)
 - 地表から 50cm
 - 地表から 1m

【注意点】

- ・ 測定器は水や泥などの付着防止のため、地表に置かず、手に持って使用してください。

※ 市内の放射線量把握のため、別紙『放射線量測定記録票』への記入及び提出にご協力をお願いします。

測定値が0. 23マイクロシーベルト以上を計測した場合は、市職員が再調査を行いますので、別紙『放射線量測定記録票』へ記入のうえ必ず提出してください。

※ 市が市内全域で行なった測定では、0.015~0.142 μ Sv/h、
平均値 0.035 μ Sv/h が測定されました。

裏面もお読みください。

【使用上の注意】

- ・ 借受け者が所有権などの権利を有していない場所(他人の土地など)で、地権者の許可なく測定を行わないでください。
- ・ 測定器を使用して、営利目的の活動を行わないでください。
- ・ 借受け者は、借受けた測定器を第三者に譲渡し、転貸し、又は担保にしてはいけません。
- ・ 測定器は精密機器であることから、慎重かつ丁寧に取り扱いってください。
- ・ 測定器は γ (ガンマ)線の空中線量を測定する機器であるため、食品、水、土壌などの測定はできず、機器の故障の原因となることから食品、水、土壌などに直接触れさせないでください。
- ・ 測定器返却の際は、職員立会いのもと測定器が正常に作動するか確認を受けてください。
- ・ 返却日を厳守してください。
- ・ 過失により故障や紛失した場合は、損害賠償の責を負うことがあります。
ただし、やむを得ない事情があると市長が認めた場合はこの限りではありません。
- ・ 測定場所は、市内に限定させていただきます。

○問合せ先
十和田市民生部まちづくり支援課
電話 0176-51-6726